

横浜市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、地球温暖化防止を推進するため、市が実施する住宅用太陽熱利用システム設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 市長は次条に定める太陽熱利用システム(以下「対象システム」という。)を新たに住宅に設置し、当該地に住民登録及び、居住し、かつ、次の各項に該当する個人(法人、マンション管理組合等は対象外)に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象となる住宅は、横浜市内の住宅で次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 建物所有者全員の同意がとれていること。
- (2) 二世帯住宅の場合は、各々の申請者が別世帯として、住民登録していること。

3 当該補助事業は、本要綱第8条に定める交付決定後に対象システムの設置工事に着手し、当該年度の3月10日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。

4 前項の規定にかかわらず、対象システム付きの建売り住宅を購入する場合は、本要綱第8条に定める交付決定後に引渡しを行い、当該年度の3月10日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。

5 当該補助事業は、横浜市補助金等の交付に関する規則第24条ただし書きに定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行い難い場合に該当するものとする。

(補助対象システム)

第3条 対象システムとは、次の各号の要件に適合するものをいう。

- (1) 太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器、又は住宅の屋根等への設置に適した不凍液等を強制循環させる太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステムであるもの。
- (2) 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL 部品)認定を受けたものであること。
- (3) 未使用品であること。

(補助金額)

第4条 補助金額は、1件につき自然循環型は4万円、強制循環型は8万円とする。

(募集)

第5条 市長は、年度毎に定める募集開始日から当該年度の2月14日までの間、本要綱に基づく補助を受けようとする者を募集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請に係る

補助予定金額の総額が予算額に達した場合は受付を終了するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付し、工事着工予定日の10日前(土曜、日曜、祝祭日、及び12月29日から1月3日までの間を除く)までに、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置場所の状態を示すカラー写真
- (2) 同意書(第2号様式)
- (3) 工事請負契約書の写し又は建売住宅の売買契約書の写し
- (4) 太陽熱利用システムに関する工事内訳書(第3号様式)
- (5) 申請者の印鑑登録証明書(申請日から3か月以内に発行されたもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

(事務代行)

第7条 申請者は、申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

2 申請者は、前項の事務手続きを代行させる場合、事務代行届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(受付、交付決定及び不交付決定)

第8条 市長は、受付を先着順に行うものとする。

2 市長は、補助金交付申請書を受け付けた後、速やかにその内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、適正な受付があった順に補助金を交付する者及び補助金交付予定額を決定(以下「交付決定」という。)するものとする。

3 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

4 市長は、交付を決定したときは補助金交付決定通知書(第5号様式。以下「決定通知書」という。)により、また、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書(第6号様式)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(計画変更承認申請)

第9条 申請者は、本要綱第8条第4項に定める決定通知書を受けた後、次に掲げる事項を変更するときは、計画変更承認申請書(第7号様式)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

- (1) 対象システムの種類
- (2) 交付決定者の名義(ただし、交付決定者の名義の変更は、親子、配偶者等に限る)

2 対象システムの変更にあたっては、補助金額に変更が生じない場合、本要綱第11条に定める実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

- 3 市長は、第1項の変更について承認した場合、計画変更承認通知書（第8号様式）によりその旨を通知するものとする。
- 4 計画変更承認申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

- 第10条 申請者は、交付決定を受けた後に対象システムの設置を中止しようとするときは、速やかに補助金交付申請取下げ申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の補助金交付申請の取下げについて承認した場合、取下げ承認通知書（第10号様式）によりその旨を通知するものとする。
- 3 補助金交付申請取下げ申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

（実績報告）

- 第11条 申請者は、対象工事が完了し、工事代金の支払が完了した日の翌日から起算して30日以内かつ当該年度の3月10日までに、次に掲げる書類を添付して、実績報告書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。
 - (1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し等、支払を証する書面
 - (2) 対象システムの設置状態を示すカラー写真
 - (3) 住民票（実績報告書の提出前3か月以内に発行されたもの）。
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 実績報告書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

（補助金額の確定及び補助金の交付）

- 第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、本要綱に適合する場合は、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第12号様式）により、申請者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

（対象システムの管理）

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、対象システムを工事完了日から起算して10年間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、交付を受けた者は、天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（対象システムの処分制限及び補助金の返還）

- 第14条 補助金の交付を受けた者は、工事完了日から起算して10年経過しない間に、対象システムを処分しようとするときは、事前に財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付を受けた者が、前項の規定により承認を受けて対象システムを処分したときは、別表1のとおり交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（補助金交付決定及び補助金額の確定の取消し並びに補助金の返還）

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、

本要綱第8条第4項の補助金交付決定又は第12条の補助金額の確定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者が、本要綱に違反した場合
 - (2) 補助金額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合
 - (3) 補助金の交付を受けた者が、補助金を対象システムの設置以外の目的に使用した場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合、補助金交付決定取消し通知書（第14号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の取消しをした場合において、交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（雑則）

- 第16条 本要綱により定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

- 附則 本要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成23年5月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成26年1月17日から施行する。
- 附則 この改正は、令和3年12月15日から施行する。
- 附則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 過年度予算分の申請についても、改正後の様式を使用するものとする。

別表1（第14条関係）

【補助金の返還について】

対象システムの処分により、交付した補助金を返還させる場合の返還金額については、補助金額に以下の表のとおり対象システムの使用期間により定めた返還割合を乗じ、100円未満を切り捨てた額とする。（処分の承認前に当該行為が行われた場合は、当該行為が行われた日から起算する。）

対象システムの使用期間	返還の割合
処分の承認日が、工事完了日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、工事完了日から起算して1年以上2年未満	90%
処分の承認日が、工事完了日から起算して2年以上3年未満	80%
処分の承認日が、工事完了日から起算して3年以上4年未満	70%
処分の承認日が、工事完了日から起算して4年以上5年未満	60%
処分の承認日が、工事完了日から起算して5年以上6年未満	50%
処分の承認日が、工事完了日から起算して6年以上7年未満	40%
処分の承認日が、工事完了日から起算して7年以上8年未満	30%
処分の承認日が、工事完了日から起算して8年以上9年未満	20%
処分の承認日が、工事完了日から起算して9年以上10年未満	10%
処分の承認日が、工事完了日から起算して10年以上の場合	なし